

# 東京都農林業獣害対策基本方針

令和8年4月

東京都

## 目次

はじめに	1
<b>I 農林業獣害対策の背景</b>	
1 都内の農業の現状	2
2 都内の林業の現状	2
3 野生獣の地域別農林業被害の状況	2
4 地域区分	3
5 主な野生獣の生息状況	5
6 獣害発生要因	6
<b>II 農林業獣害対策の基本的事項</b>	
1 獣害対策の基本方針	7
2 対象とする獣種	7
3 獣害対策の枠組み	8
<b>III 農林業獣害対策の進め方</b>	
1 推進体制の枠組みと主な役割分担	9
2 東京都産業労働局の主な役割	10
3 基本計画の策定	12
4 情報の共有と提供	12
<b>IV むすび</b>	<b>12</b>

## はじめに

野生鳥獣による農作物や森林への被害は全国的に深刻化しており、東京都においても安定的な農林業の生産や地域社会の持続的発展を脅かす重要課題である。被害は、収量や品質の低下にとどまらず、生産意欲の減退、耕作放棄地の増加、さらには地域コミュニティの活力低下など、多方面に影響を及ぼしている。被害をもたらす野生獣は、イノシシ・ニホンザル・シカといった在来種に加え、ハクビシンやアライグマ等の外来種<sup>\*</sup>へ拡大しており、近年では都市的地域や島しょ地域にも外来種が侵入し、生息域の拡大と被害の多様化・複雑化が進行している。

また、都市的地域においては、ハクビシン・アライグマなどの中型獣類やカラス類・ヒヨドリ等の鳥類、ネズミ類による被害もみられるようになり、農地規模にかかわらず多様な被害が生じている。加えて、生産者や捕獲従事者の減少などにより、防護柵の管理や捕獲活動に必要な労力の確保が難しくなる場面も増えており、省力化や効率化のため、ICT・センサーカメラ・AI等の技術の活用が一層求められている。

東京都はこれまで、農林業の振興と生態系保全の両立を目指しつつ、生息状況や被害要因に応じた防除・追い払い・環境管理・個体数管理等の対策を進めてきたが、野生獣の生息状況や地域の実情は変化しており、こうした取組をより効果的に進めるため、考え方や進め方を整理していくことが必要となっている。

本方針は、農林業被害の軽減を目的としており、外来生物法に基づく、外来生物防除実施計画や鳥獣保護管理法に基づく、特定鳥獣管理計画など獣害管理に係る諸計画とは位置づけが異なるものの、整合は図りつつ、東京都として、都内全域で生じる農林業における獣害に適切に対応するための方向性を示すものである。今後も、都、区市町村、農林業者、地域住民などが連携し、科学的根拠に基づく取組を継続しながら、農林業被害の軽減と生物多様性の維持に向け、着実に獣害対策を推進していく。

<sup>\*</sup>本方針でいう外来種とは、国内国外問わず、ある地域に人為的に導入されたことにより、本来の自然分布域を越えて生息する生物種とする。

## I 農林業獣害対策の背景

### 1 都内の農業の現状

東京都の農業は、都市部・多摩地域・島しょ地域といった多様な環境を生かし、野菜や果樹の生産、直売や観光農園、地域特産物の栽培など、多面的な役割を果たしている。都市に近い立地を生かした新鮮な農産物の供給に加え、防災空間や緑地としての環境保全機能も発揮している。しかし、こうした強みがある一方で、高齢化や担い手不足、農地の減少など、多くの課題を抱えている。

### 2 都内の林業の現状

東京都の面積の約4割（約79,000ha）は森林であり、多摩地域に約53,000ha、島しょ地域に約26,000haが分布している。森林は木材供給、水源涵養、災害防止、CO<sub>2</sub>吸収、レクリエーションなど多面的機能を持ち、都民生活に貢献している。

多摩地域の人工林率は全国平均より高く、人工林の高齢化が進み、伐採適齢期を迎えた森林が多い一方、若い森林が少なく、CO<sub>2</sub>吸収量の減少や花粉症問題が深刻化している。

人工林では伐採・利用・植栽・保育という循環が不可欠であるが、木材価格の長期低迷や労務費高騰により経営環境は依然として厳しい状況にある。都では、低コスト林業技術の開発や花粉の少ない苗への植替え、林業労働力の確保・育成など、持続可能な森林循環と多摩産材の供給体制強化に取り組んでいる。

### 3 野生獣の地域別農林業被害の状況

東京都における野生獣による農林業被害は長期的な減少傾向を経て横ばい状態が続いており、恒常的な課題となっている。被害は農作物にとどまらず、ニホンジカの採食圧による植生の変化、森林の下層植生の減少等により、表土の流出が懸念される状況など、環境保全にも深刻な影響を及ぼしている。ニホンジカによる樹木の食害は林床の植生を失わせ、土壌流出や生態系の変化を引き起こす要因となっている。

また、ツキノワグマによる樹木の剥皮害は林業被害として顕在化しており、森林資源の健全な育成を阻害している。

イノシシやニホンジカの生息域拡大は継続的な課題であり、農地への侵入は恒常的に発生している。さらに、ハクビシンやアライグマなど外来種は都市部でも生息域が拡大しており、果樹や野菜での被害が広がっている。島しょ地域では、（クリハラリス）やキョンなど外来種による被害が続いており、生態系への悪影響も懸念される。

#### 4 地域区分

本方針では、地域ごとの実情や課題に応じてきめ細かな対応を行うため、東京都内全ての区市町村を4つの地域区分に整理した<sup>※1</sup>。これにより、各地域の特色や被害状況に即した効果的な獣害対策を検討・実施することを目的とする。

※1 4つの農業地域区分は、都市的土地利用が中心で農業規模が小さい「都市的地域」、都市部でも営農基盤がある「平地農業地域」、農地保全や産出規模が大きい「中山間地域」、島しょ部の「島しょ地域」に分かれ、農地率や産出額、生産緑地率、農地の連続性、森林面積などにより、東京都農林業獣害対策独自に設定した。

##### （1）都市的地域

市街化区域内の生産緑地を中心とする農地

・該当自治体

東京23区（農地がない区を除く）、武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、西東京市

都市的地域では、ハクビシン、アライグマ、タヌキなどの中型獣類やカラス類、ヒヨドリ、ムクドリなどの鳥類による被害が目立つ。果樹や野菜への食害が中心で、特にブドウやブルーベリーなどの果樹は鳥類による被害が顕著である。

市街地に隣接する農地では、防護柵やネットの設置が不十分な場合、被害が繰り返される傾向があり、侵入防止が課題となっている。

また、耕作放棄地や餌付け行為が獣害を助長する場合もあり、地域全体での管理が求められる。都市部特有の課題として、人と野生獣の距離が近いこと、生活環境への影響や衛生面の懸念も増している。

##### （2）平地農業地域（都市農業地域）

市街化区域内でも営農継続の基盤があり、都市型農業が地域機能として成立している地域

・該当自治体

八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市

平地農業地域では、都市的地域と同様に都市近郊型農業が展開されているが、平地農業地域は農地規模が大きく専業農家が多い。高付加価値の果樹栽培が盛んで、直売や観光農園など多角的経営により、農家の所得水準も比較的高い。イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、タヌキなどの獣類が農作物に影響を与えている。鳥類ではカラス類、キジ、ヒヨドリなどが果樹や野菜を食害する。複数獣種による被害が同一農地で発生する事例も多く、防護柵や捕獲の適正化が課題である。イノシシは水田や畑を荒らし、農地の復旧に多大な労力を要する。ニホンジカは野菜や果樹を食害するだけでなく、樹木の皮を剥ぐことで林業被害を引き起こす。こうした被害は農業経営の継続性に影響し、地域の生産基盤を脅かしている。

(3) 中山間地域

面的な農地保全と産出の規模が大きい地域（多摩西部・農業振興地域など）

中山間地域では、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルが主要な加害獣であり、ツキノワグマやニホンカモシカの出没も確認されている。農作物被害に加え、森林では樹木の食害や剥皮害等の深刻化が懸念される。これにより、土壌流出や植生の変化が生じ、山地災害のリスクが高まっている。複数獣種への対応が必要であり、総合的な防護策とモニタリング体制の強化が求められる。ニホンザルによる果樹や野菜の食害は被害範囲が広く、群れ単位での行動により短時間で甚大な損失をもたらす。

また、ツキノワグマの出没は人身事故の危険性も伴うため、農業被害対策と安全確保の両立が課題である。

・該当自治体

青梅市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

#### (4) 島しょ地域

伊豆諸島と小笠原諸島からなる東京都の島しょ地域

島しょ地域では農地面積が限られているため、獣害が農業生産に与える影響は非常に大きい。獣種は島ごとに特徴があり、大島町ではタイワンザル、クリハラリス、キョン、新島村ではシカ、小笠原村ではオガサワラオオコウモリやノヤギなどが農作物に被害を及ぼしている。

外来種の侵入・定着は生態系への悪影響も懸念され、重点的な管理が求められる。特にクリハラリスは果樹や樹木への食害が顕著で、農業被害に加えて森林資源への影響も大きい。

しかし、島しょ地域では防護柵の設置や捕獲が地理的条件によって制約されることもあり、地域特性に応じた柔軟な対策が不可欠である。

##### ・該当自治体

大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、  
青ヶ島村、小笠原村

#### 5 主な野生獣の生息状況

島しょを除く地域に生息する主な加害獣は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ等である。その他鳥類、ネズミ類、ニホンカモシカ、ツキノワグマなども確認されている。これらは隣接する区市町村や近隣県との間を相互に移動していると推察される。

島しょ地域では、タイワンザル、クリハラリス、キョン、シカ、ノヤギ、オガサワラオオコウモリ、ネズミ類などが生息しており、農業や森林資源への影響が顕著である。

##### (1) 在来種（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、など）

在来種であるイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどは、山地とその周辺の地域に生息している。近年、ニホンカモシカやツ

キノワグマが人の生活地域に出没し、加害が報告されるようになってきた。

(2) 外来種 (ハクビシン、アライグマ、シカ(新島村)、タイワンザルなど)

島しょを除く都内では、ハクビシンとアライグマ、島しょ地域では、新島村のシカ※、小笠原村のノヤギ、大島町のタイワンザル、クリハラリス、キョンが農林業被害の主な獣種である。

※国内に自然分布域を持つ国内外来種のニホンジカ。

## 6 獣害発生の要因

東京都における獣害発生の背景には、農山村地域の社会構造や土地利用の変化、野生獣の生態的特性・行動的特性、地域社会の対応力の変化など、複数の要因が複雑に絡み合っていることが、近年の調査から明らかになっている。

まず、山林や農地の管理状況の変化が大きな要因の一つである。中山間地域では高齢化や人口減少により、かつて人の手が恒常的に入っていた山林や農地の管理が困難となり、耕作放棄地や管理が行き届かない樹林地が増加している。これにより、野生獣が人里近くまで身を隠しながら接近しやすくなり、農地や集落周辺での出没や被害が発生しやすい環境が形成されている。

また、耕作放棄地や未収穫の果樹、廃棄作物などが野生獣の餌資源となり、農地や集落周辺への誘引要因となっている。農業者や住民への聞き取り調査でも、残渣や放棄果樹の管理が不十分な場合、被害が発生しやすいとの指摘が多くみられる。

さらに、野生獣の生息状況にも変化がみられる。ニホンザルや中型野生獣 (アライグマ、ハクビシン等) は、山間部だけでなく丘陵部や都市近郊にも分布を拡大しており、農作物や生活環境への被害が広範囲で報告されている。特に、アライグマやハクビシンなどの外来種は高い繁殖力と適応力を持ち、都市部や農地周辺での定着が進んでいる。

一方で、地域社会の対応力の低下も指摘されている。農業者や捕獲従事者の高齢化・減少により、防護柵や捕獲などの管理・維持が困難となる事例が増えている。また、集落全体で野生獣から地域を守る意識や、追い払い・情報共有などの地域ぐるみの対応が十分に機能しなくなっていることも被害の拡大要因となっている。

## II 農林業獣害対策の基本的事項

### 1 獣害対策の基本方針

野生獣による農林業の被害は、生産活動における重大な課題であり、その回避・軽減が必要である。一方で、野生獣は生態系の構成要素であり、地域個体群の生態的・遺伝的多様性の保全を図る必要があることから、生物多様性の維持や生態系の保全に十分配慮することを前提とする。

本方針では、獣害対策の目標を「農林業被害の回避・軽減」とし、在来種と外来種で異なる対策の考え方を明確にする。地域の生態系の一部として共存を図るべき在来種については、防除や捕獲等の管理措置を実施し、個体数管理や生息域の調整など、地域の実情に応じた持続的な管理を行い、生態系のバランス維持と農林業被害の抑制を両立させることを基本とする。

具体的には、在来種に対する獣害対策は、定期的を実施するモニタリングを単なる現状把握にとどめず、被害発生メカニズム、対策の効果検証、被害リスクの予測など、より実効性の高い調査を組み込み、これらの結果を迅速に対策へ反映する仕組みを強化する。外来種対策は、生息数の減少に伴い農林業被害が少なくなるが、取組を緩めると元の状態に戻る可能性があるため、生息状況を確認しつつ目的の達成に向けて継続して実施する必要がある。このように、在来種と外来種で対策の基本的な考え方を明確に区分し、それぞれの特性や地域の状況に応じた適切かつ継続的な獣害対策を推進するものである。

### 2 対象とする獣種

現在、都内で深刻な農林業被害を及ぼしている種、近隣県の状況から将来深刻な農林業被害を引き起こすことが予想される種として、下記の獣種を対象とする。

#### (1) 在来種

イノシシ、ニホンジカ（多摩地域に生息するもの）、ニホンザル、タヌキ、アナグマ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、オガサワラオオコウモリ、カラス類、ヒヨドリ、ムクドリ、アカネズミ、ハタネズミ など

## (2) 外来種

ハクビシン、アライグマ(カニクイアライグマを含む。以下同じ。)、タイワンザル、クリハラリス、キョン、国内外来種である新島村のシカ、ドブネズミ・クマネズミ・ハツカネズミ など

## 3 獣害対策の枠組み

### (1) 野生獣の特性や発生要因を踏まえた被害防止対策

対象とする野生獣の特性や獣害の発生要因、生息状況調査などの結果を踏まえ、侵入防止対策、追い払い、環境管理、餌付防止などの被害防止対策を推進する。地域の実情に応じた多様な手法を組み合わせ、効果的な被害防止を図る。

### (2) モニタリングに基づく個体数(群)の維持・管理

保護または管理が必要な在来種については、生息状況調査や捕獲数の推移、農林業被害の状況などのモニタリングによる科学的なデータに基づき、被害と生息数のバランスを見ながら、必要に応じて適切な個体数管理を行う。外来種については、地域からの排除を基本とし、集中的な捕獲・防除を推進する。

### (3) 情報の共有化による関係機関との連携強化と都民理解の醸成

野生獣の生息状況や農林業被害の状況等の情報について、区市町村や隣接県等と共有化を図り、連携を強化する。また、これらの情報に基づき、都や区市町村等が実施する被害防止対策や野生獣の生息数管理について、都民等の理解と協力が得られるよう、丁寧な説明と普及啓発に努める。

### (4) 住民主体の地域参画型獣害対策の推進

地域の実情に即した対策を持続的かつ効果的に実現するためには、区市町村主体の対策に加え、住民主体の地域ぐるみの対策にも取り組む必要がある。地域住民や農林業者、関係団体等が連携し、地域ぐるみで被害防止や環境管理、捕獲活動等に参画する「地域参画型獣害対策」を推進する。これにより、地域の実情に応じた持

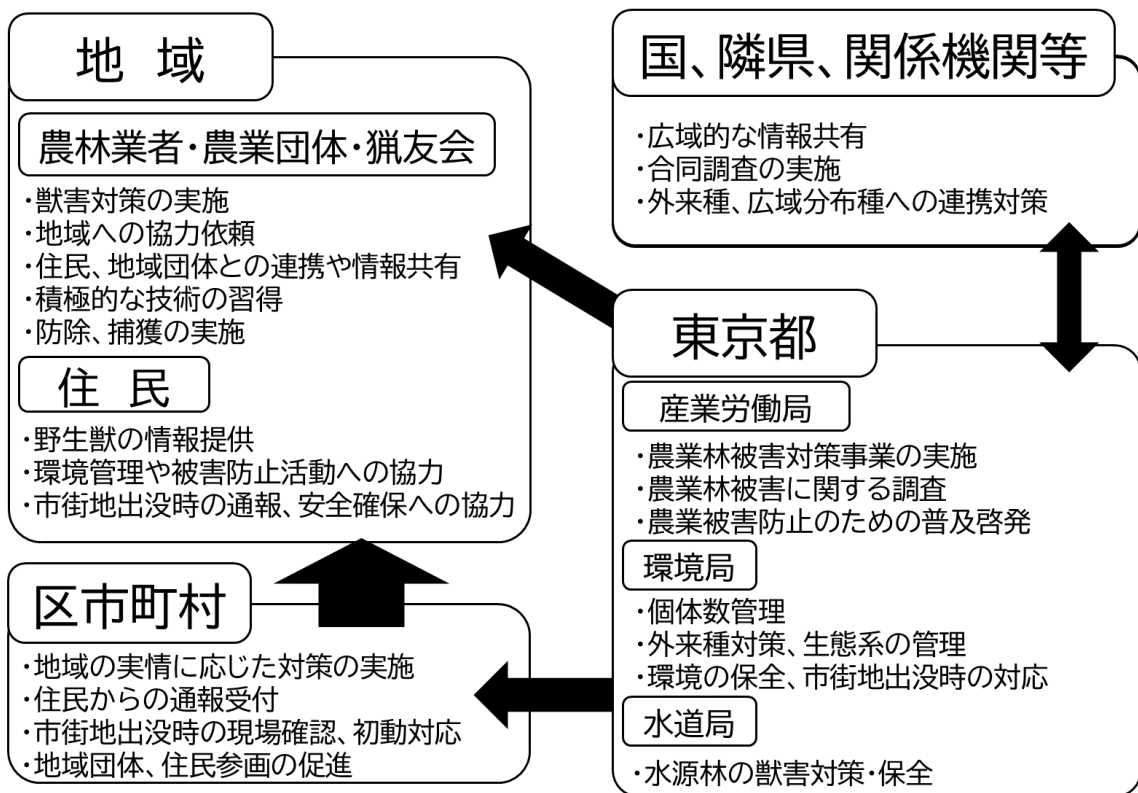
続的な獣害対策の実現を図る。

### (5) アグリテック等の先端技術の活用による省力化・効率化

獣害対策の省力化および効率化、事業効果の向上を図るため、ドローンやセンサーカメラ、ICT、AI等の最新のアグリテックやスマート農業技術の実証・導入を推進する。これらの先端技術を活用し、被害発生状況や野生獣の行動把握、効果的な捕獲・防除、情報共有の高度化等を図ることで、持続的かつ効果的な獣害対策の実現に努める。

## III 農林業獣害対策の進め方

### 1 推進体制の枠組みと主な役割分担



(1) 東京都（産業労働局・環境局・水道局）

①産業労働局

農林業被害の実態把握を行い、被害軽減のための対策事業と防止技術の普及啓発を通じて地域の取組を後押しする。

②環境局

野生獣の個体数管理と外来種対策・生態系管理を推進し、市街地出没時は関係機関と連携して対応方針を調整する。

③水道局

水源林の獣害対策と保全を所掌し、被害状況を踏まえた点検・保全を継続して水源涵養機能の維持を図る。

(2) 区市町村

地域の実情に応じた対策を実施し、通報受付から出没時の現場確認・初動対応まで担い、住民参画を促進する。

(3) 農林業者・JA等農業団体・猟友会

防護・追い払い等を主体的に実施し必要に応じ捕獲も行い、技術習得と情報共有・協力依頼により地域連携を進める。

(4) 地域住民

目撃情報等の提供と餌付け防止・環境管理への協力により対策を支え、市街地出没時は通報と安全確保に協力する。

(5) 国、隣県、関係機関等

広域的な情報共有と必要に応じた合同調査を行い、外来種・広域分布種への連携対策が進むよう関係主体を調整する。

獣害対策は、農林業者の主体的かつ積極的な取組が基本であり、これを区市町村農業団体、関係機関、東京都がそれぞれの役割を担いながら支援・連携することで、はじめて効果的な対策となる。

## 2 東京都産業労働局の主な役割

(1) 計画策定・推進体制の整備

獣害対策の方針や計画を策定するにあたり、「東京都鳥獣害対策委員会」を設置する。委員会は、学識経験者や関係団体、行政担当者などで構成し、専門的な助言や

現場情報の共有、区市町村や関係団体との連携強化を図りながら、総合的な検討を行う。また、委員会の他に学識経験者による評価部会を設けることで、都内全域における獣害対策の実効性と持続性を高める。

#### (2) 現場実態の把握と科学的調査・研究

農業者・区市町村・農業協同組合等へのヒアリングや被害調査、データ収集、関係機関との連携による調査・研究を通じて、被害状況や生息状況、現場の課題を把握し、科学的根拠に基づく対策モデルの開発・普及を進める。

#### (3) 地域連携・支援と広域調整

区市町村や関係団体が進める獣害対策への技術・財政面での支援を行い、地域の実情や規模に応じた施策展開を促進する。隣接県や関係機関との情報交換・調査等による広域的な連携も図る。

#### (4) 防除施設・環境管理・捕獲体制の整備

野生獣の特性や地域の状況に応じて、効果的な防除施設の整備・管理、農地周辺の環境管理、計画的な捕獲・個体数管理を推進し、安全性や法令遵守にも配慮する。

#### (5) 普及啓発・人材育成・技術活用

農業者や地域住民、行政担当者等を対象として、防除資材の設置方法や管理手法、被害発生時の対応策など、具体的な獣害対策技術に関する講習会や研修会を開催し、体系的かつ実践的な知識の習得を促進する。また、パンフレットやマニュアル等の資料を作成・配布し、最新の知識や実践事例を周知徹底することで、関係者の実践力向上を図る。

#### (6) 事業実施・評価・支援制度の運用

農業被害の軽減を目的として、区市町村や農業協同組合等が獣害対策事業を実施する際に、事業計画の策定から実施、報告、評価までの各段階で必要な支援を行う。具体的には、自治体や団体が地域の実情や課題を踏まえて事業計画を作成し、都に申請・承認を受けた上で事業を実施することを求める。事業の進捗や成果について

は都に報告し、都は必要に応じて現地調査やヒアリングを実施し、事業の効果や課題を評価する。これらのプロセスを通じて、都はPDCAサイクルによる継続的な改善を促すとともに、事業内容や地域の状況に応じて技術的・財政的な支援や補助制度を柔軟に運用し、自治体・団体による円滑な獣害対策の推進を支援する。

### 3 基本計画の策定

東京都産業労働局は、農林業被害の状況や現場の実態、野生獣の生息状況、これまでの取組の効果等を定期的に検証し、農林業に対する獣害の状況と基本的考え方を踏まえた具体的な計画（基本計画）を概ね5年ごとに策定する。

また、計画に基づき、必要な取組を施策として具体化し、区市町村や農業団体への支援、調査・効果検証等の事業を展開する。

### 4 情報の共有と提供

被害対策の実施に当たっては、関係区市町村・団体、都関係部局を参集して会議を開催し、連携強化を図るとともに、近隣県との野生獣の生息状況などの情報共有を積極的に行い、将来的な野生獣の状況を見据えた対策についても検討する。

また、農林業従事者や一般都民には、農林業被害の状況、野生獣の特性、被害防止技術などの情報をホームページやパンフレットを用いて発信・提供し、獣害対策への理解の浸透を図る。

## IV むすび

東京都の獣害対策は、農林業の持続的発展と生態系保全の両立を目指す重要な取組である。在来種については、生態系への配慮を踏まえつつ、科学的データに基づく個体数管理と被害防止策を組み合わせ、地域の状況に応じて計画的に管理を進める。外来種については、定着・拡大を防ぐため、集中的で継続的な捕獲・防除を行い、地域からの排除を図る。

これらの対策は、都、区市町村、農業団体、地域住民、関係機関が連携して取り組むことで効果を発揮する。今後も、基本計画の検証・見直しや情報発信を進めながら、農林業被害の軽減と生物多様性の維持に着実に取り組んでいく。